16. 環境性能割交付金

交付団体 [交付義務者] 市町村	交 付 の 基 準 等 1. 自動車税環境性能割は、次の税率により課税するものとする。				交付の時期等 [交付金の使途] 8月: -前年度3月収入見込額		
及び	I. 日勤平杭泉現住 区	:配削は、次の税率によ	が味悦 9 るものと 9 る。 税 率	免税点	0月		
~ ·		Ħ	/	光 优 点		+同月収入分	
指定市	自動車の取得価格	に対し	環境性能に応じ 非課税~3%	50万円以下		+4月~7月収入分	
					12月	:8月~11月収入分	
[道府県]	※ ただし、令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間は、税率1%分を					: 12月~2月収入分	
	軽減。					+3月収入見込額	
	乗じて得た額の」 を区域内に存す して交付する。 (※)令和4年度じ 3. 指定市を包括す 得た額の100分の	100分の47(※)に相当でる市町村道の延長で、 人降は、100分の43。 る道府県は、自動車税 り35に相当する額を、打 自動車国道及び都道府	する額を、市町村に対し 他の2分の1の額をその 他の2分の1の額をその 登場境性能割の収入額 を ででででいる。 で対し、2分の10 でする。 で対し、2分の10 で対し、2分の10	直税環境性能割の収入額に95%を る額を、市町村に対し、2分の1の額 他の2分の1の額をその面積であん分 環境性能割の収入額に95%を乗じて 定市に対し、2分の1の額を区域内の 県道の延長で、他の2分の1の額をそ		(※令和元年度のみ 12月: 10月~11月収入分 3月: 12月~2月収入分 +3月収入見込額 [制限なし]	
区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年月	度	令和元年度	
	千円	千円	手円		千円	手円	
油 竺 姫						950 009	
決算額	_	_	_	_		256,983	

17. 軽油引取税交付金

交付団体		交付の	基準等		交付の時期等
[交付義務者]					[交付金の使途]
指 定 市	1. 軽油引取税は、	軽油の引取り等に対し	、次の税率により課税	するものとする。	8月:前年度3月~7月
					収入分
		区	分	税率	
[道府県]	軽油1キロリットルに	こつき		32,100円	12月:8月~11月収入分
	(本則)	_		(15,000円)	
	(· i - ×i - /			(10,000)1)	
	10分の9を乗じて	「金は、指定市を包括で 「得た額を指定市に対 車国道及び都道府県」	、、当該指定市の区域	内に存する一般	3月:12月~2月収入分
					[制限なし]
					平成20年度までは、道路に関
					する費用に充てる
区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年月	安和元年度

<u>X</u>	. :	分	平成27年度	半成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
			千円	千円	手円	千円	千円
決	算	額	5,583,993	5,488,349	4,821,470	4,930,594	4,766,915

[※]上記決算額は、軽油引取税交付金と旧法による軽油引取税交付金の合算額。